



令和2年度答申第1号
令和2年7月13日

野田市長 鈴木 有 様

野田市行政不服審査会
会長 須賀 昭徳



行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問について（答申）
令和2年3月13日付け審査請求（市長）第2号の4『諮問書』による差押
処分に対する審査請求に係る諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年11月27日付けで提起した、処分庁である野田市長が行った差押処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、審査庁が審理員意見書のとおり棄却の裁決をすることは、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分は、次の理由により、取り消されるべきである。

- (1) 平成30年12月、処分庁担当者の要請に応じて支払計画書を提出し、以後、支払計画書に基づいて滞納地方税等を納付してきた。分割納付の合意があったのに、市がそれを無視して差押処分をしたことは不当である。
- (2) 本件差押処分の差押調書別紙滞納金額明細書記載の金額は、令和元年8月30日に納付した4万円が控除されておらず、金額に誤りがある。滞納税額が過大に記載されており、本件差押処分手続には瑕疵がある。
- (3) 本件差押処分後、処分庁に対し、「約束どおり月4万円を納付している、4万円はうちにとては大金だ、何故差し押さえられるのか」と抗議の電話をしたところ、担当者は、「どうせ戻すからいいではないか」と答えたが、実際には還付されておらず不当である。
- (4) 本件差押処分によって給与を差し押さえられたが、別途、年金も差押えを受けており、生活に支障をきたしている状況であり、かかる処分は不当である。
- (5) 処分庁の記録では、令和元年8月30日に納付されたものが同年9月2日に納付されたものとされており、これは刑法第155条の公文書偽造というべきものであり、刑法違反という重大な違法がある。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 処分の理由

審査請求人は、平成17年から国民健康保険税（料）及び固定資産税・都市計画税の納付を、平成20年度から市県民税の納付を、平成24年から介護保険料の納付を、平成26年から軽自動車税の納付をそれぞれ滞らせた。

平成30年12月25日、審査請求人は、平成31年1月から平成33年3月まで月4万円、平成33年4月から毎月6万円を納付するという内容の支払計画書を提出し、平成31年1月31日、2月28日、4月1日及び令和元年5月5日にそれぞれ4万円を、5月31日に2万700円を、6月28日、7月31日及び8月30日にそれぞれ4万円を収税課窓口で納付した。このほか4月27日にコンビニエンスストアで平成31年度固定資産税・都市計画税第1期1万2,900円を納付した。

市は、令和元年6月27日、審査請求人に対し、令和元年7月8日までに滞納税を完納しなければ差押えすることを記載した「差押警告書」を送付したが、審査請求人から早期の完納の申出はなかった。

その後の調査により審査請求人の勤務先が判明したため、令和元年8月21日勤務先へ給与を照会し、他機関から差押えを受けていないことが確認できしたことから、本件差押処分に至った。

(2) 審査請求の理由に対する反論

① 分割納付の合意があったとの主張に対して

「支払い計画書」は、審査請求人が作成し、一方的に提出したものであり、市としては当該支払計画を履行すれば滞納処分を保留するなどの約束をしたわけではなく、当該支払計画どおりの納付は、審査請求人の自主的な納付として受けているものにすぎない。

市は、事前に「差押警告書」を送付し、早期の完納が見込めなかつたので、法規にのっとって手続を取つたものであり、本件差押処分は違法・不当とは言えない。

② 滞納金額に誤りがあるとの主張に対して

滞納金額に差異があるのは確かであるが、それは審査請求人宛に本件差押処分の通知書発送後、到達前に審査請求人が4万円を納付したことにより生じたものである。

このように滞納金額に差異が生じる場合において、国税不服審判所裁決例では差押通知書に記載する滞納金額の誤りが大きく、正当な滞納税額に比して差押物件の価格が著しく高額で、もし差押調書に記載された滞納税額に誤りがあることが分かっていれば、当該物件を差し押さえることなく、他の適当な物件を差し押されたであろうことが明らかであるというような特段の事情がある場合は、当該差押処分は無効であると解されている（平成13年12月19日付け国税不服審判所裁決）ところ、本件差押処分においては、滞納金額の差異が特に大きいとは言えず、また特段の事情も認められないから無効とは言えない。

③ 還付されていないとの主張に対して

本件差押処分を知った審査請求人から抗議の電話があった際、担当の収税課職員は「取立てをし、国民健康保険税（料）に充当し、その後、審査請求人が国民健康保険の離脱手続を行い、過納付が生じた場合には還付する」と伝えた。

その後、審査請求人が国民健康保険の離脱手続を行つたことにより、平成30年度国民健康保険料4期以降の保険料が減額更正され、令和元年度国民健康保険料については賦課が取り消された。しかし、令和元年9月25日に取り立てた給与について市は、平成25年度国民健康保険税に充当し、減額更正され、または賦課が取り消された税には充当していない。過納付が生じていないので還付していないのであり、還付しなければならない事情は存在しない。

④ 年金に対する差押処分が不当であるとの主張に対して

国税徴収法では給与・年金の差押えを受ける滞納者の生活にも配慮した規定を置いており、野田市はその規定に基づいて本件の差押えを行っていることから、審査請求人の請求に理由はない。

⑤ 納付日に誤りがあるとの主張に対して

データ上、実際の納付日と電算上の処理日である計上日というものを管理しており、9月2日は計上日として納付履歴に残っている。納付日と計上日に差異があるのは、納付の時間帯によってその日に処理ができるものがある一方、指摘の件は8月30日の夕方の時間帯に納付されたため、土曜日及び日曜日を挟んだ9月2日が処理日となったものである。しかし、納付日は8月30日であり、9月2日が納付日だと発言したことは記録になく、その旨を発言した職員もいなかったため、審査請求人の主張は見当違いである。

3 審査庁の意見

審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきであると考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却するのが相当である。

2 審理員意見書の理由

(1) 分割納付の合意があったとの主張について

① 審査請求人の滞納税等の総額は、差押調書別紙の滞納金額明細書によれば、平成30年12月時点で120万円を超えていたことが認められる。係る状況において、収税課担当者は審査請求人に対し、納付計画を考えてくるよう要請し、これに応じて審査請求人は支払計画書を提出した。

審査請求人が支払計画書を提出したことを受け、市が当該支払計画を承認する意思表示をした事実は認められず、また特段の承認手続を取った事実も認められないが、審査請求人は、数日の遅れはあったものの平成31年1月から4月まで、支払計画書どおり4万円を納付した。ただし、同年5月31日付けの納付額は2万700円であった。

市は、令和元年6月27日、令和元年7月8日までに滞納税を完納しなければ差押えすることを記載した「差押警告書」を審査請求人に送付したが、これに対し、審査請求人から早期の完納に関する申出がなされた事実は認められない。

② 審査請求人は、収税課担当者の要請に応じて支払計画書を提出した後、8か月間は収税課から異議申出はなかった、5月は2万円しか納められなかつたが、10連休で収入が減ったためであることを説明して理解してもらった、これらの事情に照らせば、支払計画書の提出によって、市は分割納付を認めていたというべきである。しかるに分割納付の合意が成立していた事実を無

視した本件差押処分は不当であると主張する。

- ③ 市が審査請求人から支払計画書の提出を受けたことは事実であり、その後少なくとも5月5日（4月分）までは、支払計画に比べて数日の遅れは認められるものの、支払計画書どおり4万円の納付が継続されていたのであるから、審査請求人が、提出した支払計画が了承されたものと理解したこと、あながち不合理とまでは言えない。
- ④ しかし、審査請求人から支払計画書の提出を受けた市が、当該支払計画を承認した事実は認められない。

市が支払計画書の提出を受けた場合、これを承認する場合は、納付誓約書の提出を求める扱いとなっており、納付誓約書は2部作成し、滞納者に控えを交付して互いに保管する。

本件において、市は審査請求人に納付誓約書の提出を求めておらず、審査請求人の支払計画を承認したとは認められない。

- ⑤ 審査請求人は、8か月間、収税課から異議申出はなかったと主張し、分割納付の合意成立の根拠としている。

しかし、市は審査請求人に対し、令和元年6月27日付けで差押警告書を送付し、審査請求人も、令和元年7月8日までに滞納税を完納しなければ差押えをすることが記載された差押警告書を受領した事実は認めている。したがって、市から8か月間異議申出がなかったとは言えない。

審査請求人から支払計画書の提出を受けた市が、同計画を承認するか否かを判断するには、滞納者の収入・財産状況の調査が必要となるところ、直ちに支払計画を承認するか否かの判断を示していないことには合理的な理由がある。また支払計画書の提出から差押警告書の送付まで約6か月を要しているが、市による審査請求人の収入・財産調査の期間として不相當に長期であるとも言えない。

さらに、調査終了までの間、市は審査請求人からの納付を受けているが、審査請求人の自主的な納付として受けてきたとの処分庁の主張も不合理とは言えない。

- ⑥ 以上に述べた理由から、審査請求人が主張する分割納付の合意があったとの事実は認められず、本件差押処分の不当性の理由とはならない。但し、収税課の求めに応じて支払計画書を提出し、その後、何らの回答もないまま一定期間経過すれば、一般に支払計画が承認されたものと考えたとしてもやむを得ないところもあるので、支払計画書の提出を受けた際の説明等には配慮を要するといえよう。

(2) 滞納金額に誤りがあるとの主張について

- ① 第三債務者である審査請求人の勤務先に差押調書が送達された時点において、滞納税額は合計122万5,700円であり、差押調書別紙に記載された金額の126万5,700円と差異があることは事実である。

審査請求人は、滞納税額に4万円の差異が存在する事実をもって、本件差押処分の手続には瑕疵があるから取り消されるべきであると主張する。

② 滞納額に4万円の差異が生じた理由について、処分庁は次のとおり説明している。

審査請求人が4万円を納付した時間が午後2時ごろまでであれば、その日のうちに収税課内部の計上処理ができたが、実際に窓口納付されたのが夕方の時間帯であったため、同日中の計上処理が間に合わず、納付前の滞納税額を記載した差押調書が第三債務者に送付されたものである。

審査請求人が4万円を納付した日付が令和元年8月30日であることは市もそのとおり認識しており、滞納台帳にも同日に納付されたと記録されている。ただ、収税課内部の計上処理が当日中にできなかつたので、9月2日（8月31日、9月1日は土曜・日曜）が計上日と記録されているのである。

③ 大量の納付処理を行わなければならない収税課の業務を考えれば、終業時間に近い時間帯で納付されたものの計上処理が当日中に行えないことは十分にあり得ることである。

審査請求人は、市は、令和元年8月30日時点での実際の滞納税額と差押調書記載の滞納税額の差異があることを正当化するために、納付日の記録を8月30日ではなく、9月2日と変更しており悪質であると主張する。

しかし、審査請求人の主張を裏付ける資料は存在しない。審査請求人が納付した日付は、同人が所持している領収書に押された收受印にあるとおり令和元年8月30日であり、この日付を変更することはできないし、前述したとおり市も令和元年8月30日が納付日であると認めている。

したがって、審査請求人の前記主張には理由がない。

④ 市は、令和元年8月30日時点の実際の滞納額と差押調書別紙の滞納額に差異があることは事実であるが、本件差押処分は無効とは言えないと主張し、先例として平成13年12月19日付けの国税不服審判所の裁決例を挙げている。

同裁決例は、差押調書に記載された滞納税額に誤りがあった場合の差押処分の効力が争われた事例である。

同事例において、審査請求人は、平成12年12月6日付けの債権差押通知書には、消費税及び地方消費税の滞納税額は186万5,600円と記載されているが、同年11月30日に10万円を納付しているので、正しくは176万5,600円であるとし、滞納税額に差異があるから差押処分は無効であり、取り消されるべきであると主張した。

これに対し、国税不服審判所は、「一般に、行政処分が無効であるというためには、処分に重大かつ明白な瑕疵がなければならぬと解されるところ、処分の瑕疵が明白であるというためには、処分の外形上客観的に処分庁の誤認が一見看取し得る程度のものでなければならぬと解するのが相当である」とし、さらに「数個の租税債権を滞納国税として行われた差押処分は、各租税債権ごとに数個の差押処分が競合するものではなく、差押処分は1個であり、したがって、原因となった租税債権の一部に数額の誤りがあつても、そのことによって直ちに差押処分の効力が左右されるものではないと解さ

れる。ただし、差押調書の記載の誤りが大きく、正当な滞納税額に比して差押物件の価値が著しく高額で、もし差押調書に記載された滞納税額に誤りのあることがわかつていれば、当該物件を差し押さえることなく、他の適当な物件を差し押さえたであろうことが明らかであるというような特段の事情がある場合は、当該差押処分は無効であると解されている。」と判断している。

- ⑤ 本件に前記の規範を当てはめると以下のとおりとなる。

まず、記載の誤りが大きいと言えるかについてみると次のとおりである。

裁決例では滞納税額全体が532万9,400円であるのに対し、誤りの金額は10万円であり、その割合は1.87%である。

本件では滞納税額全体が186万5,600円であるのに対し、誤りの金額は4万円であり、その割合は2.14%である。

上記2例を比べると、本件差押処分において、記載の誤りが大きいとは言えない。

次に、本件差押処分の対象は審査請求人の給与であり、正当な滞納税額に比して差押物件の価値が著しく高額であるという事情はなく、さらに滞納税額に誤りのあることがわかつていれば、当該物件を差し押さえることなく、他の適当な物件を差し押さえたであろうことが明らかであるという特段の事情も認められない。

そもそも本件での滞納税額の差異は、収税課の通常業務の中で、たまたま差押調書の発送と審査請求人による窓口納付が近接した時間に起きたことによって生じたものであって、本件差押処分を無効としなければ正義・衡平に反するという事情も認められない。

- ⑥ 以上に述べた理由から、本件差押処分の差押調書の滞納税額に誤りがあることは事実であるが、その事実をもって本件差押処分が無効となるとは言えない。

- (3) 収税課の担当者の言に反して還付されていないとの主張について

審査請求人が主張するのは、本件差押処分がなされた後の事情であり、本件差押処分時に存在しない事情によって、本件差押処分の効力が左右されることは、論理的にあり得ない。すなわち処分行為時に存在しない事情が当該処分の効力に影響することはないのである。

現実に審査請求人に対する還付がなされなかった理由は、弁明書において明らかにされており、特段不合理な点は見当たらない。

よって、審査請求人の前記主張も本件差押処分を取り消すべき理由とはならない。

- (4) 本件差押処分によって生活に支障をきたしているとの主張について

滞納市税等の徴収手続について、地方税法がその例によるとする国税徴収法では、給与及び社会保険制度に基づく給付（年金）について、一定の範囲内で差押えを禁止している（国税徴収法第76条・第77条）。

給与・給付（A）のうち、差押えを禁止されるのは、源泉徴収所得税額（B）、

特別徴収住民税額（C）、社会保険料等（D）、生計同一親族数に対応する、生活扶助相当金額（E）及び $\{A - (B + C + D + E)\} \times 20\%$ と $E \times 2$ のどちらか少ない方（F）を合計した金額である。

このように国税徴収法は、給与・年金の差押えを受ける滞納者の生活にも配慮した規定を置いており、市はこれらの規定に基づいて本件差押処分を行っているのであるから、審査請求人の請求に理由はないと言わざるを得ない。

もし、国税徴収法の規定する差押禁止の範囲が狭すぎ、法律どおりに差押えがされたのでは、最低限の生活が保障されないとあれば、国税徴収法の違憲性を争うほかない。

(5) 本件差押処分の過程には刑法違反の違法があるとの主張について

審査請求人は、収税課は、納付書の領收印の日付は令和元年8月30日であるのに、課内の帳簿日付は9月2日となっており、これら明らかな改ざんであり、公文書偽造に該当すると主張し、口頭意見陳述においては、これが一番大きな問題だと思っている旨述べた。

しかし、この審査請求人の主張も、前記(3)と同様に本件差押処分後の事情を本件差押処分取消しの理由としている点で失当である。

また先にも述べたとおり、収税課は、審査請求人が4万円を納付した日付は令和元年8月30日であり、滞納台帳にも同日に納付されたと記録されている。ただ、収税課内部の計上処理が当日中にできなかつたので、9月2日（8月31日、9月1日は土曜・日曜）が計上日と記録されていると説明している。

審査請求人は、納付日を改ざんしたと主張するが、令和元年8月30日の領收印がある領收証書を審査請求人に交付している以上、収税課内の文書で別の日付を納付日として記録したからと言って、客観的な納付日が変更されることがあり得ないことは明らかである。

審査請求人は、自己の主張を裏付ける資料として、刑法155条のコメントールの抜粋を提出しているが、そこには、同条項は、「作成権限のない者が公文書を作成し、又は真正な公文書の本質的部分を改ざんすることを処罰する規定である。つまり公文書の有形偽造に関する規定である」と記述されている。

収税課の説明によれば、審査請求人が窓口納付した時間が夕方の時間帯であったため、当日中の受け入れ処理ができず、実際の処理が休み明けの9月2日になったため、9月2日を計上日としたことが認められる。

計上処理した日付の記録は、処理した職員が作成すべき公文書ということができ、実際に処理した日付を記録せず、令和元年8月30日を計上日と記録した場合、逆にその行為が虚偽公文書作成の罪に該当することになりかねない。すなわち、計上処理した日が9月2日であれば、担当職員は同日を計上日と記録するのが正しいのである。

したがって、収税課の内部処理において計上日が9月2日とされている点に刑法違反の違法があるとは言えず、審査請求人の主張に理由はない。

1 調査審議の経過

年月日	内 容
令和2年4月13日	審査請求人から意見書等提出申出書の提出
令和2年6月15日	令和2年3月13日付け諮問書の受理
令和2年6月15日	審議
令和2年6月16日	処分庁に対する審査請求に関する説明及び資料の提出の求め
令和2年6月18日	処分庁から審査請求に関する説明書面及び資料の受理
令和2年6月23日	審議 審査請求人の意見陳述の実施 審査請求人から意見書の受理
令和2年6月30日	審査請求人から意見書の受理
令和2年7月8日	審議

2 審査会に対する審査請求人の意見書及び意見陳述の要旨

令和2年4月13日、6月23日及び6月30日に提出された審査請求人の意見書並びに6月23日に実施した審査請求人の意見陳述における審査請求人の主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 処分庁の主張には、以下の3点の虚偽が含まれているため、差押処分は無効である。
 - ① 提出した支払計画書を「請求人が勝手に持ってきたもの」としていること。
 - ② 支払計画について提出時及び6か月経過時点においても否定的な回答をしなかつたにも関わらず、了承していないとしていること。
 - ③ 令和元年5月に支払計画未満の額しか納付できなかったところ、事情を説明し合意を得たにも関わらず、支払計画を了承していないとしていること。
- (2) 審理員による審理員意見書が送付された後、審理員に意見をしたかったが、審理手続が終結しており、その機会を与えられなかった。審理員意見書は、裁判でいうと「一審判決」であり、それが出た後に結論を覆すのは難しい。そのため、審理員は、審理員意見書を送付する前に審査請求人に意見を求めるべきであった。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の適法性又は相当性について

当審査会の調査審議における審査請求人の意見において、審理員意見書に対し新たな論点は提示されていない。本件処分の適法性又は相当性については、審査請求人の意見を踏まえた上で審理員意見書において検討されており、その結論及び理由は妥当であると認められることから、当審査会もその結論及び理由を支持する。

2 審理員による審理手続について

審査請求人は、審理員意見書が送付される前に審理員に意見を求めてもらいた

かつた旨主張しているが、本件において審理員は、その審理権限の範囲で審理関係人に対し、主張書面及び証拠書類等の提出を求め、また、審査請求人の求めに応じて口頭による意見陳述を実施し、及びその際に質問を実施するなど、必要な審理手続を行った上で、審理手続を終結させ、事案の概要、審理関係人の主張の要旨、審査庁がすべき裁決の主文及び理由をまとめた審理員意見書を審査庁に提出したことが認められ、本件審査請求における審理員の審理手続は適正に行われている。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。